

一般財団法人 竹田健康財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は一般財団法人竹田健康財団と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を福島県会津若松市に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、医療、介護、保健、など、幅広い分野で「良質で快適なヘルスケア、サービス」を提供し、地域の方々の健康に関する問題解決を支援すると共に、地域医療のさらなる向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる保健、医療、福祉にかかわる事業を統合的に行う。

1. 病院の経営
2. 診療所の経営
3. 看護師及び介護福祉士養成のための学校の経営
4. 健康保険法に基づく訪問看護事業
5. 臨床医学の研究及び医学研究所の設置
6. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
7. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
8. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
9. 介護保険法に基づく施設サービス事業
10. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活総合事業
11. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
12. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
13. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
14. 介護保険法に基づく第1号事業
15. 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の経営
16. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
17. 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
18. 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
19. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
20. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
21. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
22. 身体障害者福祉法に基づく補装具製作施設事業
23. 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業
24. 老人福祉法に基づく軽費老人ホーム事業
25. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業

- 26. 疾病予防運動施設事業
- 27. 簡易宿所営業
- 28. 医療機器類の販売
- 29. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本法人の基本財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理、運用)

第7条 本法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとする。

- 2 理事長は、財産管理の適正を期する為に、財産管理責任者を任命しその管理に当らせることが出来る。
- 3 前項の場合、財産管理責任者は、関係法令、定款を遵守し、善良な管理者の注意をもって維持及び管理に当らなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第10条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 本法人に評議員12名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

- 2 委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。
- 3 委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) 本法人又はその子法人の理事、監事又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。
- 7 評議員は、本法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対する報酬は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分及び除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わることは出来ない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員等の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の譲渡
 - (5) 清算終了までの法人の継続
 - (6) 吸収合併の承認

(7) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(8) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第25条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。また必要に応じ、1名の会長と3名以内の常務理事を置くことができる。
- 3 前項の理事長、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本法人を代表し、理事長を監督する。
- 3 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務執行を統括する。

- 4 常務理事は、別に定めるところにより、業務を分担執行する。
- 5 理事長、会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了の時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。
- 2 理事、監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問および相談役)

- 第32条 本法人に任意の機関として2名以内の顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は理事会において選任する。
 - 3 顧問は基本的院務に関し理事長の諮問に応じる。
 - 4 相談役は重要な院務に関し理事長の諮問に応じる。
 - 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長、常務理事が理事会を招集する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の定めにより請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第101条第2項及び第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(議長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項の場合において議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることは出来ない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

- 第41条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第8章 定款の変更及び合併並びに解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条第1項についても適用する。

(合併)

- 第43条 本法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

- 第44条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

- 第45条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

- 第46条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

- 第47条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 本法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第49条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法による。

第12章 責任の一部免除又は限定

(責任の一部免除又は限定)

第51条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める最低責任限度額とする。

- 3 第一項の決議があった場合において、本法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の最初の理事長は竹田 秀（会津若松市山鹿町6番42号）とする。
- 4 本法人の最初の評議員は、別表2の通りとする。

別表1 基本財産（第5条関係）

財産種別	総 額
定期預金	50,700,000円

別表2 最初の評議員

中川 廣之
塩川 光太郎
宮北 誠
高瀬 淳
安藤 フミ子
星 智
宗像 精
品川 満紀
小池 信介
新城 猪之吉
高木 龍一郎
山本 真一
増戸 尚
永倉 禮司
小松 紘
満田 盛護
会田 征彦
安部 哲夫
戸田 靖久

（平成25年4月1日制定）

〔附 則〕

平成 25 年	6 月 26 日	一部変更（第 4 条 事業の一部）
平成 26 年	6 月 27 日	一部変更（第 4 条 事業の一部）
平成 30 年	6 月 27 日	一部変更（第 4 条 事業の一部）
2019 年	6 月 26 日	一部変更
2020 年	7 月 17 日	一部変更（第 4 条 事業の一部）
2022 年	6 月 28 日	一部変更（第 4 条 事業の一部及び第 11 条 評議員数）